

タイにおける 人身取引の現状と取り組み

群馬弁護士会会員
金井 健
Kanai, Takeshi

1 群馬弁護士会外国人の権利問題対策委員会の

海外視察

私たち群馬弁護士会外国人の権利問題対策委員会(団長は高橋勝男同委員会前委員長)は、2013年3月30日～4月4日にかけて、タイ視察を行い、日本大使館、タイ弁護士会(Lawyers Council of Thailand)、JICAタイ事務所、法務省権利および自由擁護局(Rights and Liberty Protection Department-RLPD)などを訪問し、意見交換を行った。なお、同委員会は、国際的な視野を養うために海外視察を積極的に取り入れており、2012年は、フィリピンを視察している(フィリピンのレポートについては『自由と正義』2012年10月号辻智之「フィリピンの司法制度について」をご参照いただきたい)。

本視察の目的は、主に、タイにおける人身取引問題の実情や対応策について学習することであった。日本における人身取引問題をめぐる状況については本誌特集を参考にされたいが、群馬でも、2012年1月、5月と、伊香保温泉において売春目的でタイ人女性を売買したとしてブローカーが摘発されるケースが相次いで起きている。このように、人身取引は観光地などが犯罪の現場となることも多く、地方の弁護士会においても取り組むべき課題となっている。

2 タイにおける人身取引問題の実情

タイは、人身取引において、日本や中近東、アメリカ、ヨーロッパなどへの被害者の「送出国」であり、ラオスやミャンマー、カンボジアなど近隣国からの被害者の「受入国」もある。さらに、中国からマレーシアへ送られる人身取引の「中継国」にもなっている。この点で、タイの人身取引問題は、身近で根深い問題となっている。

そして、人身取引の被害に遭う者の多くは、18歳以下の子どもたちといわれている。ブローカー

の甘い言葉に乗って、親が売り飛ばし、ときには強引に連れ去られることもある。子どもたちは見知らぬ土地や外国へと送られて監禁や脅迫を受け、性的搾取の対象となったり、売春、組織的な物乞い、建設現場や農場、工場での強制労働を強要されたりする。

こうした深刻な状況を受け、タイ政府は2008年、人身取引対策を促進するための政府の体制、犯罪の処罰、被害者の救出・保護に関して規定した「人身取引対策法」を施行。また、人身取引被害者の救出・保護、社会復帰・自立支援を効果的に進めていくため、個々の被害ケースに対し、「多分野協働チーム」(MDT: Multi-Disciplinary Team)を結成して対策に当たるという方法を中央政府レベル、各県・自治体レベルで採用している。

MDTは、警察官やソーシャルワーカー、被害者用シェルターの職員、NGO、弁護士のほか、入国管理局、検察など様々な分野の専門家で構成されており、被害ケースに応じて適宜メンバーが招集される仕組みとなっている。そして、①救出・保護、②被害者としての認定、③シェルターでの心理的・身体的回復、④教育・職業訓練による社会復帰・自立支援に至る一連の被害者保護・自立支援に取り組んでいる。

3 國際協力機構(JICA)の取り組み

MDTは、異なる分野の人々が協働するための画期的な方法だが、一方で、関係機関の連携・情報共有やスタッフの能力不足など運営面で課題を抱えていた。

そこで、JICAは、タイ政府からの要請を受け、2009年、人身取引被害者に対する効果的な保護・自立支援を実施することを目的として、タイ政府と共に「人身取引被害者保護・自立支援プロジェクト」を立ち上げた。

同プロジェクトにおいて、JICAは、関係者向

けのワークショップや研修の実施、ガイドラインの作成を通じたMDTの機能強化、長期的な視野を持って被害者支援計画を立て、関係機関との連携等の調整役を担うケースマネージャーの育成を行っている。また、被害者で結成されるグループの活動を支援し、その結果をMDTにフィードバックすることにより、MDTが被害者の視点でサービスを提供できるように努めている。

4 人身取引問題における検察・弁護士の役割

タイの弁護士数は、約7万人(実働数は約5万人～6万人)。タイの人口は約6600万人であるから、人口一人あたりの弁護士数は日本に比べて圧倒的に多いことになる。それに比べて裁判官や検察官の数は少ない。裁判官や検察官になるためには、弁護士や政府機関などで法律事務の経験を経たうえで試験を受ける必要があるなど、狭き門となっているためである。

MDTの中には、弁護士や検察官も法律の専門家機関として組み込まれている。タイにおける人身取引の被害者の賠償請求は、そのほとんどが加害者の刑事裁判の中で行われている。これは日本における損害賠償命令制度に類似しているといえるが、タイの場合、弁護士が被害者の代理人としてサポートすることは想定されておらず、その役割は検察官が担っているようである。そのためか、人身取引問題では検察官が大きな存在感を持って

いるという印象を受けた。弁護士も民事訴訟をはじめとした法的な手続の援助を行っているとのことだが、ブローカーが国外に逃亡しているケースも多く、弁護士にできることの限界もあるようだった。

5 帰国して思うこと

今回、関係機関のパイプ役となっていたいただき、私たちとの会食にもお付き合いいただいたChavalida Piromwongse 檢事は、検事として最初に扱った事件が人身取引事件だったという。それくらい、タイという国において、人身取引は極めて身近で切実な問題なのである。それ故、タイの人身取引問題に対する取り組みは日本のそれに比べて進んでいる。今回のタイ視察の中で、“日本から学んだ”という犯罪被害者補償制度なども話題になったが、今後はタイから法制度を学ぶ姿勢も求められそうだ。

また、この問題は国をまたがった国際的な問題であるということに特徴がある。一つの国の対応では限界もあるだろう。日本とタイが人身取引問題に対して協力して取り組むことが、国内の人身取引問題解決においても有効であるはずである。そして、その中で弁護士が両国の橋渡し役となれば素晴らしいと感じた。

最後に、この場を借りて、お忙しい中視察団を歓迎してくださった各施設先の方々に、深くお礼を申し上げたい。



IBA東京大会への招待④ (若手編)

東京弁護士会会員 樋口 一磨

私は留学後の2009年から、年次大会や国際売買部会を中心に、個人として参加を継続しています。その規模とレベルの高さに最初はたじろぐこともありましたが、世界中の主な国を網羅するといって過言ではない独自のネットワークができ、現在も拡充していることは、貴重な財産であり、2年前に国際事務所をうたって独立する基盤となりました。日本人が比較的少ないこともあり、スピーカーを務める機会にも恵まれ、またインバウンドでの仕事の依頼にも結びついています。たくさんの国に、毎年会い、お互いの成長を称え合う友人ができ、留学時代にも似た世界の拡がりを感じています。これだけ多種多様な国籍の、しかも第一線で活躍する専門家と接することができる機会は他にないと思います。